

「大津市おくやみガイドブック」官民協働発行事業仕様書

1 業務の内容

親族や身近な人が亡くなった後に必要な手続きについては、故人によって必要な手続きが異なり、中には複雑なものが含まれているため、ご遺族等の大きな負担になっている。

こうしたことから、死亡後の煩雑な手続きをご遺族等に対してわかりやすく案内し、負担を軽減させることを目的として、「おくやみガイドブック」を大津市と民間事業者が協働で作成し、納品する。令和4年1月より、大津市に死亡届を提出したご遺族等に対してすでに「おくやみガイドブック」を配布しており、死亡後に必要な手続きに関する情報を提供する有効な手段として好評を得ている。現在の事業期間が令和8年4月30日に終了するため、令和8年5月1日以降も継続して行うもの。

(1) おくやみガイドブック

- ・ A4サイズの中綴じカラー冊子に、大津市が提供した「おくやみガイドブック」に関する情報を掲載すること。
- ・ ページ数は60ページ程度とすること。
- ・ 冊子の用紙は上質紙等とし、筆記具での記入がしやすい質感であること。

(2) 上記(1)の電子ファイル

「おくやみガイドブック」の広告を除いたPDFファイルを大津市に納品すること。

2 業務期間と納品について

業務期間は、協定締結日から令和11年4月30日までとし、「おくやみガイドブック」は、初回及び更新時に納品すること。

納品場所は、大津市市民部戸籍住民課（滋賀県大津市御陵町3番1号）及び36支所（大津市支所一覧参照）とし、電子ファイルは大津市が指定した方法により納品すること。初回及び更新時の納品数、納品期限、配布期間は下記のとおりとする。

なお、配布期間中に納品数を配布し終えた場合には、その後の増刷等について、大津市と協働発行事業者協議のうえ、対応方法を決定する。

	納品数	納品期限	配布期間
初回	5,000	令和8年4月28日	令和8年5月1日～令和9年4月30日
更新	5,000	令和9年4月28日	令和9年5月1日～令和10年4月30日
更新	5,000	令和10年4月28日	令和10年5月1日～令和11年4月30日

3 配布場所及び配布方法

大津市役所戸籍住民課及び各支所に設置し、死亡届受理時に配布する。

なお、大津市以外で死亡届が受理された場合や、死亡後の手続きに関して生前に本人又は親族等から相談があった場合にも、ご要望に応じて配布する。

また、広告を除いた電子データは、大津市のホームページに掲載して活用する。

4 協働発行事業者の経費負担等

(1) 経費負担

本事業にかかる一切の経費は、協働発行事業者が全額負担することとする。ただし、大津市が協働発行事業者に提供する行政情報の収集にかかる経費は大津市の負担とする。

(2) 業務の履行

協働発行事業者は、広告主の応募がない場合も、自らの責任において本業務を履行すること。

(3) 緊急時の対応

協働発行事業者は、緊急時に対応できる体制をあらかじめ構築すること。

5 行政情報等及び広告の表示並びに協働発行事業者の責務

(1) 広告の内容は、大津市の定める「大津市広告掲載要綱第3条」及び「大津市広告掲載基準」並びに協働発行事業者の定める「広告審査基準」を遵守する。

(2) 広告主の募集は協働発行事業者が行い、その収入は協働発行事業者に属する。

(3) 協働発行事業者は、広告主の募集にあたり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、大津市が広告募集者であるかのような誤解を与えることがないよう十分配慮すること。

(4) 協働発行事業者は、広告主間の公平性に十分配慮した方法で広告主の募集を行うこと。

(5) 協働発行事業者は、掲載しようとするすべての広告内容について、事前に当該原案を大津市に提出し、承諾を得ること。広告の差替えを行う場合も同様とする。

(6) 広告のデザインはユニバーサルデザインを考慮すること。

(7) 協働発行事業者は、広告に関する来庁者等からの問合せに対応するための手立てを確立すること。

(8) 協働発行事業者は、広告に関する苦情その他の問題が生じたときは、すべての責任を負い、直ちに問題の解決にあたること。

(9) 広告の内容が「大津市広告掲載要綱第3条」及び「大津市広告掲載基準」及び関係法令に違反している場合並びに大津市役所に配置する広告としてふさわしくないと大津市が判断し、広告内容の修正若しくは削除を大津市が指示した場合、無償

かつ速やかにこれに従うこと。この場合において、広告主に対し損害の補償等を行う必要が生じたときは、協働発行业者の責任と負担において対応すること。

(10) 協働発行业者は、落丁や乱丁等がある場合においては、その差替え要望に対応すること。

6 その他

「大津市おくやみガイドブック」官民協働発行业の履行に関し、疑義が生じた場合は、大津市と協働発行业者が協議のうえ対応を決定する。

大津市支所一覧

	支所名	郵便番号	住所
1	小松支所	520-0501	滋賀県大津市北小松565
2	木戸支所	520-0514	滋賀県大津市木戸58
3	和邇支所	520-0528	滋賀県大津市和邇高城12
4	小野支所	520-0532	滋賀県大津市湖青一丁目1-2
5	葛川支所	520-0475	滋賀県大津市葛川坊村町237-37
6	伊香立支所	520-0355	滋賀県大津市伊香立生津町133-1
7	真野支所	520-0232	滋賀県大津市真野四丁目6-2
8	真野北支所	520-0221	滋賀県大津市緑町4-1
9	堅田支所	520-0242	滋賀県大津市本堅田三丁目8-1
10	仰木支所	520-0247	滋賀県大津市仰木四丁目15-11
11	仰木の里支所	520-0246	滋賀県大津市仰木の里七丁目1-25
12	雄琴支所	520-0101	滋賀県大津市雄琴一丁目17-2
13	坂本支所	520-0113	滋賀県大津市坂本六丁目1-12
14	日吉台支所	520-0112	滋賀県大津市日吉台一丁目15-1
15	下阪本支所	520-0105	滋賀県大津市下阪本三丁目14-30
16	唐崎支所	520-0106	滋賀県大津市唐崎二丁目10-1
17	滋賀支所	520-0011	滋賀県大津市南志賀一丁目8-32
18	山中比叡平支所	520-0016	滋賀県大津市比叡平三丁目57-1
19	藤尾支所	520-0063	滋賀県大津市横木二丁目4-1
20	長等支所	520-0033	滋賀県大津市大門通16-40
21	逢坂支所	520-0044	滋賀県大津市京町三丁目1-3
22	中央支所	520-0043	滋賀県大津市中央二丁目2-5
23	平野支所	520-0802	滋賀県大津市馬場三丁目15-45
24	膳所支所	520-0814	滋賀県大津市本丸町6-40
25	富士見支所	520-0842	滋賀県大津市園山二丁目15-33
26	晴嵐支所	520-0843	滋賀県大津市北大路一丁目9-5
27	石山支所	520-0861	滋賀県大津市石山寺三丁目15-15
28	南郷支所	520-0865	滋賀県大津市南郷一丁目12-13
29	大石支所	520-2263	滋賀県大津市大石中一丁目1-1
30	田上支所	520-2276	滋賀県大津市里三丁目9-1
31	上田上支所	520-2112	滋賀県大津市牧一丁目1-24
32	青山支所	520-2101	滋賀県大津市青山五丁目13-36
33	瀬田支所	520-2141	滋賀県大津市大江三丁目2-1
34	瀬田北支所	520-2145	滋賀県大津市大將軍一丁目14-30
35	瀬田南支所	520-2132	滋賀県大津市神領三丁目8-9
36	瀬田東支所	520-2153	滋賀県大津市一里山三丁目16-1